

[具志川火力]維持管理に関する計画書

当該施設の維持管理に関する計画書

項 目	計 画 内 容
飛散・流出	廃棄物が埋立地の外部に飛散・流出しないよう適宜散水を行い、埋立進捗状況に応じて転圧締固め・覆土を行う。
悪臭	埋立材は石炭灰・汚泥等である為、悪臭発生の可能性はないことから特段の対策は行わない。
火災	埋立材は石炭灰・汚泥等である為、火災発生の可能性はないことから、消火設備は設けない。
衛生害虫等	埋立材は石炭灰・汚泥等である為、衛生害虫等の発生の可能性はないことから特段の対策は行わない。
囲い	埋立地の周囲にはみだりに人が立ち入ることができないように囲いを設ける。 なお囲いが破損した場合には補修、復旧を行う。
立札	埋立地の入口の見やすい箇所に埋立地の情報を記載した立札等を設ける。 なお、立札その他の設備が汚損し、又は破損した場合は補修、復旧を行う。 また、表示事項に変更が生じた場合は速やかに書換えを行う。
擁壁等	廃棄物の外部への流出を防ぐため擁壁等を設ける。 擁壁等は地上に現れている部分について、損壊のおそれがないか、また沈下等の有無がないかを点検する。 定期点検の頻度は、擁壁等の状況を勘案して適宜行う。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。 なお、構造耐力上応力の集中する箇所等について、事前に点検箇所を定めておく。
遮水工	埋立地の保有水等の外部への浸出を防ぐため、遮水工を設ける。 遮水工の大部分は廃棄物に覆われることとなるため、遮水工の点検は、地上に現れている部分について遮水効果が低下するおそれがないか視認等により点検し、破損又はそのおそれがある場合には修復等を行う。 定期点検の頻度は、遮水工の状況を勘案して適宜設定する。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。
地下水等検査	埋立地からの浸出液による周辺海域への影響の有無を確認するため海域の水質検査を行う。 海域の水質の悪化が認められた場合には、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因調査の実施、新たな廃棄物の搬入の中止等の生活環境の保全上必要な措置を講じる。 海域検査のため、最終処分場の地質等を考慮して採水地点を定めておく。 海域検査は浸出液の状態を勘案して適宜設定する。
浸出液処理設備	放流水の水質を適切に管理するために余水処理施設を設ける。 余水処理施設は、損壊、機能不良がないか点検し、それらが判明した場合は、補修、改良を行う。 また、放流水の水質検査の結果、排水基準等を超えていれば、直ちに放流を中止し、その原因を調査するとともに必要な措置を講じる。 水質検査の頻度は放流先の状況、放流水の状態を勘案して適宜設定する。
開渠	埋立地の周囲には地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防ぐことができる開渠を設け、土砂等を除去し、常に良好な状態にしておく。
発生ガス	埋立材は石炭灰・汚泥等である為、ガス等の発生の可能性はないことから特段の対策は行わない。
開口部の閉鎖	埋立処分が終了した際は、埋立地の開口部からの廃棄物の飛散・流出を防止するため、埋立地の開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行う。
記録	埋立地の維持管理にあたり埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他 措置の記録を作成する。 また、作成した記録は、最終処分場の廃止までの間保存する。
最終処分場の閉鎖	埋立処分が終了した際は、埋立地の開口部の閉鎖を行った後、最終処分場の棄物の飛散・流出・浸出液による水質汚染がないことを将来にわたって確認した後、最終処分場を閉鎖する。